

第3章

耐震化の総合的施策の展開

3-1 普及啓発活動の推進

3-1-1 江東区防災マップの周知

- ・区民に事前の備えとして役立てる目的に、東京都が「東京都震災対策条例」に基づいて行った「地域危険度測定調査」の結果を積極的に活用する。
- ・具体的には、避難場所一覧や火災・建物倒壊などの危険度を町丁目単位として示した江東区防災マップを、窓口等で配布とともに、「防災情報 江東区」(区防災ホームページ)において公開し、区民への周知を推進する。

3-1-2 建物倒壊危険度を用いた普及啓発活動

- ・平成30年2月に東京都が公表した地域危険度測定調査結果において、総合危険度は低いが建物倒壊危険度がランク5であった3地区（常盤二丁目、福住一丁目、三好二丁目）の昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震建築物に関する実態調査を行うとともに、建物所有者に対する個別訪問等を行い、耐震化の普及啓発を行う。
- ・令和2年度は三好二丁目を対象に重点的に普及啓発を実施した。

3-1-3 一般緊急輸送道路沿道建築物への普及啓発活動

- ・一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進のため、平成30年度に防災上重要性が高い路線（三ツ目通り）をモデル路線とし、対象建築物の状況調査と集中的な普及啓発活動を実施した。

3-1-4 耐震相談体制の整備、情報提供の充実

- ・区は、区報やホームページにより、区民に対して建築物の耐震化の重要性等に関する普及啓発を行っている。また、担当窓口や戸別訪問での相談実施のほか、東京都建築士事務所協会江東支部の協力で、区役所庁舎において月一回の建築無料相談を開催し、その中で、耐震診断が容易にできるパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」などによる耐震相談を実施してきた。引き続き啓発・相談事業の充実を図り、専門家による講習会や相談会を開催する。
- ・区民が安心して耐震診断・耐震改修が実施できるよう、都と連携し信頼できる工法、装置及び技術情報の提供を行う場として「ひと目で分かる木造住宅の耐震工法展示会」を毎年1度開催している。
- ・本区の耐震施策や助成事業を幅広く周知することを目的として、展示会等へパネル出展等を行っている。

3－1－5 地域住民や関係機関との連携

- ・区はこれまで区民の防災意識の啓発・醸成とともに、町会、自治会、災害協力隊の活動の支援を行い、防災まちづくりに関する地域住民との連携を進めてきた。今後は住宅や建築物の耐震化についても、各種支援制度の活用を図るべく、地域住民との連携・協働を進めていく。
- ・都や消防、警察、関係部局、区内建築関連団体、建築物所有者とも適切な役割分担のもとに連携・協力し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

3－1－6 耐震改修促進税制の普及

- ・平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅の耐震改修に際し、その証明書を添付して確定申告を行うことにより、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられるようになった。住宅等の耐震化を促進する手段として、耐震改修促進税制の活用は有効であることから、周知普及に努める。

3－2 耐震化への誘導と支援

3－2－1 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導・助言・指示

- ・耐震改修促進法第14条では、多数の者が利用する建築物などを特定既存耐震不適格建築物と位置づけ、その所有者が社会的責任を果たすため、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を実施するよう努めなければならないと規定している。
- ・区は、所管行政庁と連携して特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、重点的に耐震化を促進するため、公共的な観点から必要な支援を行うとともに、耐震改修促進法第15条第1項に基づく指導及び助言を行う。
- ・耐震改修促進法第15条第2項に基づき、指示対象となる一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物の場合においては、指導に従わない者に対しては指示を、正当な理由がなく指示に従わない場合は同条第3項に基づきその旨の公表を、公表にもかかわらず耐震改修等が行われない場合で、著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者に対して、建築基準法第10条に基づく勧告・命令を行うことを検討する。

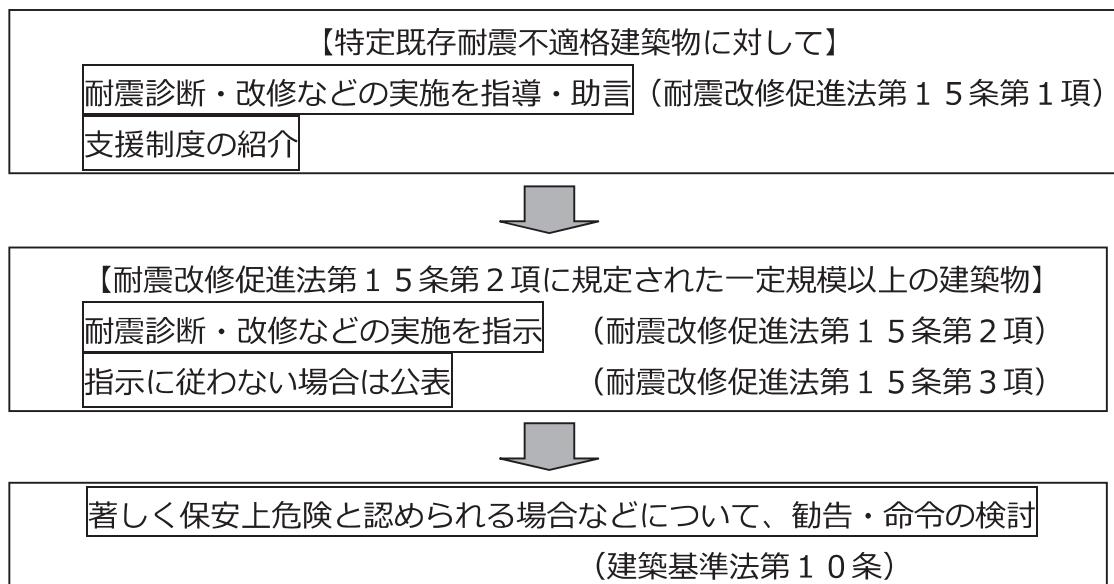


図11 特定既存耐震不適格建築物に対する耐震化への指導等の流れ

3－2－2 耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事に係る助成制度

- ・区は、建築物の耐震化を図るため、積極的に耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事に係る助成事業を行う。この場合において対象は、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築されたものとする。
- ・具体的には、木造住宅、非木造住宅等、分譲・賃貸マンション、民間特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物のそれぞれについて、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事にかかる助成制度について充実を図る。また、耐震化アドバイザー制度では建物所有者に対し技術的な助言を行うことにより建築物の耐震化の促進を図る。
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物については、上記とは別に重点的かつ集中的に耐震設計、耐震改修工事及び建替え・除却工事にかかる助成制度を設け、耐震化の推進を図っているところである。
- ・今後、助成項目、助成限度額、各種条件等について、事業の進捗状況を踏まえ見直しを行うものとする。

表22 耐震改修の促進に係る区の支援策（令和2年10月現在）

建築物の種類	項目	助成率	助成限度額
木造住宅	簡易耐震診断	無料木造住宅耐震診断土派遣	
	精密診断・補強設計	1/1	15万
	耐震補強工事	1/2	150万
	耐震補強工事（高齢者世帯）	2/3	150万
非木造住宅等	耐震診断	2/3	100万※1
	補強設計	2/3	100万※1
	耐震改修工事	2/3	200万※1
分譲・賃貸マンション	耐震診断	1/2	150万※1
	補強設計	1/2	150万※1
	耐震改修工事	1/2	2000万※1
民間特定建築物	耐震診断	1/2	150万※1
	補強設計	1/2	150万※1
	耐震改修工事	1/2	1000万※1
緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断	2/3	200万※1
	補強設計	2/3	200万※1
	耐震改修工事	2/3	2000万※1
耐震化アドバイザー	無料耐震化アドバイザー派遣		
特定緊急輸送道路沿道建築物	補強設計	5/6※2	助成対象費用や 規模により 異なる※3
	耐震改修工事	5/6※2	
	建替え・除却工事	1/3※2	

・担当：建築調整課

※1 申請者が企業の場合は中小企業に限る

※2 面積や助成対象費用により助成率が異なる場合あり

※3 上限あり

第3章 耐震化の総合的施策の展開

3－2－3 その他の助成制度・支援制度

表23 その他の区の支援策（令和2年12月現在）

助成項目	内 容	担当
家具転倒防止器具の取付	高齢者・重度心身障害者のみの世帯の家具に転倒防止器具を無料で取付ける。	介護保険課 障害者支援課
防災用品のあっせん	家庭用防災用品を特別価格であっせんする。	防災課
マンション共用部分リフォーム支援	住宅金融支援機構の融資を受けて、マンションの共用部分等のリフォームを行う管理組合等に対して利子補給を行う。	住宅課
マンションアドバイザー派遣	区内マンションにおける様々な課題の解決に向け、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するマンション管理アドバイザー制度、マンション管理建替え・改修アドバイザー制度を利用し、専門家のアドバイザーを無料で派遣する。	
町会・自治会会館建築等助成事業	町会等が所有する会館で、一定の要件を満たすものについて建築、修繕、設置、耐震診断の一部を助成する。	地域振興課

3-3 関連施策の推進

3-3-1 不燃化特区整備・推進事業

- ・東京都では、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、木密地域不燃化10年プロジェクトを平成24年に立ち上げ、木造住宅密集地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標に、重点的・集中的な取組を実施してきた。しかし、特別な支援等により展開してきた、不燃化を推進する「不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度」については、取組を令和7年度まで5年間延長し、整備地域の不燃化を強力に進めていくこととしている。
- ・本区では、区内で不燃領域率が最も低く、東京都の第8回地域危険度測定調査結果において建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度ともランク5の最も危険度が高い地区が含まれている「北砂三・四・五丁目地区」（北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部）を対象に、平成26年4月に不燃化特区の指定を受け、老朽建築物の除却や建替え促進等を進めてきた。また、平成30年6月に「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」を策定し、これまでの取組に加え、防災生活道路及び公園等の整備についても積極的に取組み、地区内の不燃領域率70%の達成を目指すとともに、居住環境の改善を図っていく。

3-3-2 落下物対策

① 窓ガラス・外壁タイル等の落下防止

- ・平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震においては、市街地のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生した。
- ・区は、窓ガラス、外壁タイル等の落下による危険性のある建築物の所有者等に対し、耐震診断の指導と合わせて、建築物防災週間、建築基準法における定期報告制度などの機会を利用し改善指導・助言を行う。

② 大規模空間の天井落下防止

- ・平成23年3月に発生した東日本大震災では、庁舎や公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、多数の死傷者がいる被害があった。
- ・これを受け、平成25年7月に建築基準法施行令が改正され、平成26年4月からは、新築等を行う建築物における特定天井（6m超の高さにある、面積200m²超、質量2kg/m²超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの）について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。

- ・今後は、特定天井を有する既存建築物の建物所有者等に対し、落下防止対策の普及啓発や改善指導などを実施していく。

③ 屋外広告物の落下や脱落防止

- ・地震の際、看板等の屋外広告物が落下し、被害をもたらすことがないよう、特殊建築物定期調査報告制度などを活用するとともに、東京都屋外広告物条例、道路法、建築基準法に基づき、表示者に対し、屋外広告物の許可・確認申請時等を通じて指導を行っていく。また、引き続き一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させるなど安全の確保を図っていく。

3－3－3 ブロック塀等の倒壊対策

- ・「1－6 江東区において想定される被害の状況」のように、地震による想定被害の中でも、ブロック塀等の倒壊による被害が予想されている。(P 3表2参照)
- ・区では平成30年度に、通学路沿いのブロック塀の実態調査を実施し、所有者によるブロック塀の安全点検、改修の実施に向けた技術的基準を示すとともに、その安全性の立場から指導助言を行った。このほか、区ではブロック塀等撤去助成事業において建築基準法第42条に規定する道路に面しているブロック塀の撤去費用を助成するなど、安全なまちづくりを目指している。(P 35表24参照)
- ・都は、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築された塀で、長さが8mを超え、高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超えるものについて耐震診断を義務付けた。(耐震診断結果の報告期限は令和3年度末) 令和7年度末に耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

表24 ブロック塀等にかかる区の支援策（令和2年12月現在）

助成項目	内 容	担当
ブロック塀等撤去助成	建築基準法第42条に規定する道路に面している、地面からの高さが1.2m以上の安全性を確認できないブロック塀等の撤去費用を助成する。	
細街路拡幅整備	現況の道路幅員4m未満の道路について、道路中心から2m後退した位置まで舗装整備をする。新築・建替えを除き、ブロック塀等が後退用地にある場合は、拡幅整備に伴い、除却助成を行う。	都市整備部 建築調整課
老朽建築物除却助成	老朽化した建築物等の除却工事費の一部を助成する。 除却建築物に附属するブロック塀等も除却工事の一部として、助成対象に含む。	
生垣等緑化助成	道路沿いのブロック塀等から生垣への改修及びその撤去の際の助成を行う。またフェンスへの改修も助成可能である。(みどりの条例に基づく緑化指導の対象となるものは除く)	土木部 管理課

3-3-4 エレベーターの閉じ込め防止対策

- 平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くの住宅・建築物でエレベーターが緊急停止し、エレベーター内に利用者が長時間閉じ込められるなどの被害が生じた。また、東日本大震災では、東北地方から東海地方にかけてエレベーターの閉じ込め事例が報告された。
- エレベーター閉じ込め防止対策として、機器の耐震性強化や地震時管制運転装置、戸開走行保護装置の設置があるが、未だに改修等が行われていないエレベーターも多い状況である。このため区では、昇降機定期検査報告制度などを活用し、地震時におけるエレベーターの安全対策などに関する情報提供を行っていくと共に、エレベーターの所有者・管理者に対し、閉じ込め防止対策に関する計画や改修の実施を働きかけている。

3-3-5 液状化対策

- 東日本大震災では、震源から遠く離れた東京都内でも臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生した。
- 液状化に備えていくためには、建物所有者等が敷地の状況を把握し、事前に対策を講じていくことが重要である。
- 区では、東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで公表している「東京の液状化予測図」や東京都都市整備局のホームページ内の「建物における液状化対策ポータルサイト」や同サイト内で公表している「液状化による建物被害に備えるための手引き」等を案内している。

- ・今後も区民自らが建築物の液状化対策に取り組むことができるよう、広く情報提供をしていく。

3－3－6 長周期地震動対策

- ・東日本大震災では、都内に設置された一部の地震計では、激しい揺れが100秒ほど続き、その後、長周期成分を主体とした地震波が到来したことが報告された。
- ・長周期地震動は、固有周期の長い超高層建築物（高さが60mを超えるもの）や免震建築物への影響が大きいと考えられている。南海トラフ巨大地震等の発生時には、長周期地震動が発生するおそれがあることから、東日本大震災の経験を踏まえて、長周期地震動対策を講じておく必要がある。
- ・平成22年12月、国は、「超高層建築物における長周期地震動への対策試案について」を公表し、その後の東日本大震災を踏まえ、さらに検討を行っているところである。
- ・今後、国の対策に基づき、建物所有者等による安全性の検証や補強等が円滑に行われるよう、建築士や建設業の団体に対策の内容について周知するなど、普及啓発を図っていく。

3－3－7 家屋・建築物被害概況調査（ざっくり調査）の体制整備

- ・大規模地震発生後1～2日以内に、被災市街地の家屋・建築物被害概況調査（以下「ざっくり調査」という。）を行い、災害対策を検討するためには被害概況及び必要なデータを迅速に把握する。
- ・今後、ざっくり調査業務マニュアルに則り、調査を行う職員に対して講習会や模擬訓練を実施し、調査体制の整備を図る。

3－3－8 被災建築物応急危険度判定の体制整備

- ・応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。
- ・大規模地震発災後に応急危険度判定実施本部を設置するとともに判定実施計画を策定し、東京都の防災ボランティア登録を行っている判定員（建築技術者）を活用して速やかに被災建築物に対する応急危険度判定を実施する。なお、東京都の防災ボランティアのうち江東区のボランティアとして登録を依頼し、判定員として積極的な協力を図る。
- ・応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該

建築物の利用者、居住者や歩行者等に周知を図る。

- ・応急危険度判定を速やかに実施するために、応急危険度判定業務マニュアルに則り、実施体制の整備を進めるとともに、研修や訓練等を通じて判定員の能力向上に努める。
- ・応急危険度判定について協定を締結し、東京都建築士事務所協会江東支部に協力を要請している。

3-3-9 老朽化マンションの建替え

- ・マンションの建替えを実施する上での制度的課題を解決するために、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替え法」）が平成14年に制定された。この法律により、法人格を有するマンション建替え組合の設立や、権利変換手続きによる関係権利の変換などの仕組み、マンション敷地売却制度の創設及び容積率の緩和特例が活用でき、安定的に建替え事業を実施できるようになった。また、国は令和2年6月にマンション建替え法を改正し、①除却の必要性に係る認定対象の拡充、②団地における敷地分割制度の創設を行い、これにより一層のマンションの再生の円滑化の推進を図っている。
- ・区は、老朽化マンションの建替え制度について、積極的に情報提供を図ると共に必要な支援について検討を行う。

3-3-10 定期報告制度との連携

- ・建築基準法第12条に基づき、特定建築物の所有者は、資格者に建築物を調査させ、その結果を区に報告しなければならないとされている。その際、耐震診断および耐震改修の実施状況の調査も行い、報告することとなっている。
- ・区は、定期報告制度を活用し、特定建築物の耐震診断および耐震改修の状況の把握に努めるとともに、耐震診断および耐震改修を実施していないと報告されたものについては、所有者等に対して指導・助言等を行うなど耐震化に向けた啓発を行っていく。

卷末資料

1 耐震改修促進法（抜粋 第2条、第5条～第16条、附則第3条）

平成7年10月法律第123号

平成25年5月最終改正

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必

要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促

進に関し必要な事項

- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

- 第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不

明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。)
同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十二条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

卷末資料

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、

建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条

第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2 建築基準法（抜粋 第10条）

昭和25年5月法律第201号
令和2年6月最終改正

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

3 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
(抜粋 第7条、第10条、第11条)

平成23年3月18日東京都条例第36号

平成31年3月29日最終改正

(特定緊急輸送道路の指定)

第七条 知事は、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認めるもの(以下「特定緊急輸送道路」という。)を指定することができる。

2 知事は、特定緊急輸送道路を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該特定緊急輸送道路の存する区市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、特定緊急輸送道路を指定したときは、これを告示しなければならない。この場合において、当該特定緊急輸送道路に係る第十二条第一項第一号に規定する日についても、併せてこれを告示しなければならない。

4 前三項の規定は、特定緊急輸送道路の指定の解除について準用する。

(特定沿道建築物の耐震化)

第十条 特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について次に掲げる者のうちいずれかの者が行う耐震診断を実施しなければならない。ただし、当該特定沿道建築物について、既に次に掲げる者が行う耐震診断を実施している場合又は耐震改修を実施している場合は、この限りでない。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条から第三条の三までの規定に基づき当該特定沿道建築物と同種同等の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士

三 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の三第一項に規定する地方公共団体

五 前各号に掲げる者のほか、耐震診断を行う能力がある者として規則で定めるもの

2 特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について前項に規定する耐震診断を実施した場合は、耐震診断の実施が完了した日として規則で定める日から三十日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。

3 耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施するよう努めなければならない。

卷末資料

4 特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施した場合又は当該特定沿道建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害により滅失し、若しくは損壊して建築物のいずれの部分の高さも規則で定める高さ以下のものとなった場合は、耐震改修等の実施が完了した日として規則で定める日又は当該特定沿道建築物が滅失し、若しくは損壊した日から三十日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。

(沿道建築物の耐震化に関する指導及び指示)

第十一条 知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化の適確な実施を確保する上で必要があると認めるとときは、当該沿道建築物の所有者等に対し、当該沿道建築物の耐震化について必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保する上で、沿道建築物について必要な耐震診断が実施されていないと認めるときは、当該沿道建築物の所有者に対し、期限を定めて、耐震診断を実施するよう必要な指示をすることができる。

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（抜粋）

平成18年1月国土交通省告示第184号

平成30年12月最終改正

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもつて取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした取り組みができる限り支援する。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化に取り組む。
- 所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物）に対して以下の措置を適切に実施する。
 - ・ 耐震診断義務付け対象建築物の所有者への十分な周知を図る。
 - ・ 耐震診断結果の報告をしなかった所有者に対する命令及びその旨の公表を行う。
 - ・ 耐震改修等により耐震性が確保された建築物について、公表内容にその旨を付記するなど、公表に当たっては迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行う。
 - ・ 耐震診断結果の報告を踏まえて指導・助言・指示等を行う。
 - ・ 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である場合には、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行う。
- 耐震診断義務付け対象建築物以外の指示対象建築物（耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物）及び指導・助言対象建築物（耐震改修促進法第14条に規定する指示対象建築物を除く特定既存耐震不適格建築物）に対する指導・助言等を実施する。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井・外壁等の非構造部材の脱落防止対策の改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努める。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅の耐震化率（平成25年度時点）は約82%である。これを平成32年度までに少なくとも95%、平成37年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 多数のものが利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる

卷末資料

建築物) の耐震化率(平成25年度時点)は約85%である。これを平成32年度までに少なくとも95%、平成37年度までに耐震性が不十分な多数のものが利用する建築物をおおむね解消することを目標とする。

- また耐震診断については耐震化率の目標達成のため、平成25年から令和2年までの間に住宅については約130万戸、多数のものが利用する建築物について約3万棟の耐震診断の実施が必要となる。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 非構造部材や建築設備を対象外とした(1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項に明記された)。

4. 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地域防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5. 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を耐震改修促進法施行令の一部を改正する政令改正の施行(平成30年)後、速やかに改定する。
- 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を定め、一定期間ごとに検証する。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証する。また、公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表、耐震化の目標設定をする。
- 公益上必要な建築物(地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設)については、公共建築物のほか、病院やホテル等の民間建築物であっても、地域防災計画等に位置付けられたものであれば、積極的に防災拠点建築物として定める。また、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路(緊急輸送道路や避難路等)については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定める。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について定める。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。また、耐震改修促進法施行令の一部を改正する政令改正の施行(平成30年)後、速やかに改定する。市町村耐震改修促進計画に定めるべきことが明確になり、都道府県との協調のもと、地域固有の課題に取り組むべきことを定める。

卷末資料

5 耐震関連年表（建築基準法の耐震基準の変遷）

被害の大きかった地震等	建築基準法	耐震改修促進法
	昭和 25 年 建築基準法制定	
昭和 39 年 新潟地震 液状化被害	昭和 34 年政令改正 法施行後約 10 年経過を踏 ました法令全体の見直し	
昭和 43 年 十勝沖地震 鉄筋コンクリート造建築 物の被害多数	木造建築物の必要壁量の基準 の強化等	昭和 46 年政令改正 韌性（粘り強さ）の確保とせ ん断補強
新耐震設計法の開発 （～昭和 52 年）	鉄筋コンクリート造の柱の帶筋 の基準の強化	鉄筋コンクリート造の柱の帶筋 の基準の強化
昭和 53 年 宮城県沖地震 ピロティ形式や偏心の著 しい建築物等に被害	木造建築物の必要壁量の基準の 強化等	木造建築物の必要壁量の基準の 強化等
平成 7 年 阪神・淡路大震災 新耐震基準以前の建築物 や施工不良建築物の多く が倒壊・崩壊	昭和 56 年政令改正 新耐震基準の導入 大規模な地震動に対する検証を 行う 2 次設計の導入 木造建築物の必要壁量の基準の 強化等	平成 7 年 耐震改修促進 法制定 多数のものが利用する建築 物への指導・助言、指示 耐震改修計画の認定制度等
平成 16 年 新潟県中越地震	平成 12 年法律・政令改正 性能規定化 技術基準の性能規定化（限界耐 力計算の導入）等	平成 18 年法改正 耐震改修促進計画の策定（耐 震化率目標の導入） 指示に従わない場合の公表等
平成 17 年 構造計算書偽装問題	平成 19 年法律・政令改正 建築確認・検査の厳格化	平成 25 年法改正 耐震診断義務付・結果公表等
平成 23 年 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)		平成 30 年施行令の一部 を改正する政令 避難路沿道の一定規模以上 のブロック塀等を、耐震診断 義務付・結果の公表等の対象 に追加
平成 28 年 熊本地震		
平成 30 年 大阪府北部大震災 小学校のブロック塀が崩壊		

6 民間建築物耐震促進事業実績（平成20年度以降）

項目/年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
木造住宅簡易診断	57	80	59	82	95	47	24	13	25	13	31	45	571
木造住宅精密診断 耐震設計	6	6	13	3	8	6	4	2	1	1	2	1	53
木造住宅耐震改修	3	4	9	3	4	4	3	1	0	1	2	1	35
非木造住宅等耐震診断	—	—	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
非木造住宅等耐震設計	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非木造住宅等耐震改修	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃貸マンション耐震診断	0	1	0	3	1	6	3	0	0	0	0	0	14
賃貸マンション耐震設計	—	—	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0	5
賃貸マンション耐震改修	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	4
分譲マンション耐震診断	0	3	5	6	20	9	12	0	2	7	1	9	74
分譲マンション耐震設計	—	—	0	4	0	5	6	5	0	0	1	1	22
分譲マンション耐震改修	0	0	0	0	4	5	0	3	5	2	0	1	20
民間特定建築物耐震診断	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
民間特定建築物耐震設計	—	—	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	3
民間特定建築物耐震改修	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3
民間建築物耐震診断	0	2	0	3	1	1	0	3	4	0	0	2	16
民間建築物耐震設計	—	—	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	4
民間建築物耐震改修	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5
緊急輸送道路沿道建築物耐震診断	—	—	*6 (*を含む)	38	57	10	5	1	—	—	—	—	111
緊急輸送道路沿道建築物耐震設計	—	—	—	0	0	3	13	4	0	1	3	1	25
緊急輸送道路沿道建築物耐震改修	—	—	—	0	0	5	5	6	1	0	1	1	18
緊急輸送道路沿道建築物建替・除却	—	—	—	0	0	0	1	1	1	1	0	0	5
耐震化アドバイザー	—	—	0	26	31	14	9	14	16	3	7	2	122
老朽建築物除却助成	—	—	—	92	73	63	75	53	76	93	525		

・表中「-」は、助成制度がないことを示す
・単位：棟（ただし、耐震化アドバイザーは件数）

江東区耐震改修促進計画

令和3年3月 印刷番号(2)100号

編集・発行 江東区都市整備部建築調整課
東京都江東区東陽4-11-28
電話(3647) 9111(大代表)

印 刷 所 エフ・ケー・マイクロ株式会社